

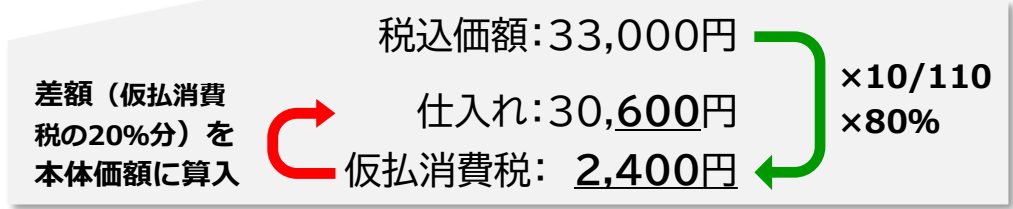
○ 仮払消費税等の額の経理方法

令和6年度税制改正の大綱
公表後の対応について

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経過措置対象仕入れ）

- インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて、経過措置（80%・50%控除）の対象となることを踏まえ、**税抜経理を行う事業者**においては、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の**80%・50%相当額を仮払消費税等の額**とし、**残額を仕入れ等の価額**として所得税や法人税の所得金額の計算を行うのが原則（簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者も同様）。

総勘定元帳（仕入れ）				（株）○○
月	日	摘要	経過措置の対象である旨※1	借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	30,600
			（仮払消費税等）	(2,400)



※1 簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者については、消費税の計算上、経過措置の適用はないため、「経過措置の対象である旨」の記載は不要

- 令和6年度税制改正の大綱を受け、法令解釈通達を改正し、以下の方法も認められることの見直しを行った（令和5年10月1日以降の取引について適用が可能）。

全事業者

仮払消費税等を計上しない方法

総勘定元帳（仕入れ）				（株）○○
月	日	摘要	経過措置の対象である旨※2	借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	33,000
			（仮払消費税等）	(0)

※2 仮払消費税等の計上はないものの、消費税の計算上、経過措置を適用するのであれば、「経過措置の対象である旨」の記載は**必要**（簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者は不要）

簡易課税・2割特例適用者のみ

インボイス制度導入前と同様の額の仮払消費税等を計上する方法

継続適用
が要件

⇒ 結果、受領した請求書等が適格請求書か否かの確認は不要となる。

総勘定元帳（仕入れ）				（株）○○
月	日	摘要		借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	30,000
			（仮払消費税等）	(3,000)

経過措置の対象である旨は**不要**